

農業用 GNSS 固定基地局設置及び関連業務企画提案募集要領

農業用GNSS固定基地局設置及び関連業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務名

農業用GNSS固定基地局設置及び関連業務

2 業務目的

本業務は宮城県の広域を網羅する農業用 GNSS 固定基地局を整備することにより、宮城県のアグリテック活用の加速化，定着の実現を目指すことを目的とした業務である。

3 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

5 事業費（委託上限額）

金51,021,300円（消費税込み）

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 3 県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規

定する措置要件に該当しない者であること。

9 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

10 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

11 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。

12 県税の未納がない者であること。

第3 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 間
1. 企画提案募集開始	令和4年8月2日（火）
2. 質問受付期限	令和4年8月15日（月） 午後5時まで
3. 質問回答	令和4年8月17日（水）
4. 応募表明書の提出	令和4年8月22日（月） 午後5時まで
5. 企画提案書の提出	令和4年8月25日（木） 午後5時まで
6. 企画提案書の選考 （プレゼンテーション）	令和4年9月1日（木）※予定
7. 選定結果の通知	令和4年9月中旬
8. 契約手続き	令和4年10月上旬

第4 応募手続

1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和4年8月2日（火）から宮城県出納局契約課及び宮城県農政部農業振興課のホームページ上で公告する。

◇契約課ホームページ<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇農業振興課ホームページ<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/>

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和4年8月15日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

① 指定様式 質問書（別紙様式2）を用いること。

② 提出方法 FAX又は電子メールにより提出すること。

③ 提出先 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班

F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 3 9

電子メール : nosinp@pref.miyagi.lg.jp

④ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対しては、回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年8月17日(水)午後5時までに農業振興課ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

3 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出

次のとおり応募表明書及び企画提案書等関係書類(以下「企画提案書等」という。)を提出すること。

(1) 応募表明書の提出期限 令和4年8月22日(月)午後5時まで(電子メール可)

(2) 企画提案書の提出期限 令和4年8月25日(木)午後5時まで(必着)

(3) 企画提案書の提出方法

持参し直接提出、又は郵送(配達証明付き郵便に限る)による提出とする。

なお、封筒には「企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

(4) 提出先 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階)

T E L 022(211)2833

(5) 提出書類

提出書類は、すべて正本1部、写し7部とする。

① 応募表明書(別紙様式1)

② 企画提案書(別紙様式3-1)

③ 業務経費積算書(別記様式3-2)

④ 再委託事業計画(別記様式3-3)

⑤ 会社概要(既存の資料で可)

⑥ 登記事項全部証明書

⑦ 直近の決算報告書

⑧ 県税に係る納税証明書(写し可)(全ての県税に未納が無いことの証明、募集日以降の日付のもの)

※1 宮城県外に本社があり宮城県内に支店等を有しない場合は、本社所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)。宮城県外に本社があり宮城県内に支店等を有する場合は、本社所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)と、宮城県の納税証明書(写し可)を提出すること。

※2 徴収金に未納がある場合でも、新型コロナウイルス感染症に伴う国税及び県税の納税猶予制度が適用となった場合は、所管の税務署（宮城県税にあっては県税事務所）から発行される「納税の猶予許可通知書」の写し（宮城県税にあっては「納税の猶予許可通知書」の写し）を提出すること。

⑨ 過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料

⑩ その他参考となる資料

（6）提案にあたっての留意事項

① 応募は1者1提案とします。

② 応募書類の提出に際しては、正本1部、写し7部をA4ファイルに綴り提出すること。

また、応募書類は電子媒体（USB等）での提出もすること。

③ 表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案事業者名を記入する。

④ 提出後における書類の差し替えは認めない。（県が補正等を求める場合を除く）

⑤ 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

⑦ この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。

⑧ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該企画提案者に帰属する。ただし、選定委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を制作することがある。

⑨ 企画提案書等が選定され、当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は、提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する。

（7）業務の再委託について

本業務の計画設計、推進業務については再委託を禁止する。残りの業務内容で再委託するときは、再委託事業計画（別記様式3-3）を提出すること。

第5 評価・選定方法

1 県が設置する選定委員会において、事項の審査項目及び配点により企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を委託候補者として選定する。

2 新型コロナウイルス感染症等の影響により、提案者が出席するプレゼンテーションが困難と宮城県が判断した場合、WEB会議システムを使用してプレゼンテーションを行う場合がある。

3 プレゼンテーション審査は下記のとおり開催する。詳細な日時と場所については別途連絡する。

日時：令和4年9月1日（木）※予定

場所：宮城県行政庁舎会議室

実施方法：1者あたりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答

10分以内)とし、県から指示した時間から順次、個別に事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーションの持ち時間は、参加者数に応じて変更する場合がある。

第6 評価基準

次の審査項目により行うものとする。

(1) 業務の方向性及び全体計画

- ① 業務の目的を達成できる提案となっているか。
- ② 業務の流れ、スケジュールは適切か。

(2) 企画提案の内容

- ① 農業用GNSS固定基地局設置場所の適否の確認及び助言の手法及び内容は適切か。
- ② 農業用GNSS固定基地局に必要な機器の調達、設置、動作試験等の方法は適切か。
- ③ 利用者拡大のための推進業務(セミナー開催、マニュアル作成等)の内容は適切か。
- ④ 農業用GNSS固定基地局設置後の保守管理等に係るフォローアップは適切か。
- ⑤ 農業用GNSS固定基地局設置後のランニングコスト(通信料、ライセンス料等)が明示されているか。また維持管理費、利用者負担が適切かつ経済的であるか。
- ⑥ 業務の効果を高めるための独自提案は適切であるか。

(3) 業務遂行体制及び効率性

- ① 過去に同種同様の事業経験を有するなど、経験豊富なスタッフを用いて、企画提案どおり実施が可能な体制が整っているか。
- ② 業務経費積算書の価格

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 「第2 応募資格」に違反した場合

(2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合

(3) 本要領等の規定に従っていない場合

(4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合

(6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行。)別表各号に該当すると認められたとき

(7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために

連合した団体等が提出した場合

- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

2 その他

- (1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別紙様式4）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案等により行うが、企画提案書の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 提案者が1者又は提案者が無い場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。なお、業務を適切に実施できないと判断される場合、又は企画提案者が1者も無い場合は、再度、企画提案者を募集する。

第9 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、企画提案者すべてに結果通知をする。なお、審査結果に関する質問等には応じないものとする。

第10 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、すべての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された委託候補者以外は個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第11 提出関係書類の様式

別添のとおり

第12 その他必要な事項

1 業者選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに別紙

「業務仕様書案」に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な業務仕様書として提示することができるものとする。

2 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能とする。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

3 その他

(1) 提出書類の取り扱い

提出された書類等は返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類等は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 提出書類の情報開示

提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示する場合がある。

(6) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要と県が認めるときは、提案書を無償で使用することができるものとする。